

京都市温泉法施行要綱

令和7年3月11日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、温泉法施行令及び温泉法施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、温泉法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 省令第7条第1項に規定する許可の申請書は、第1号様式とする。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 利用しようとする温泉について、申請者が法第14条の2第1項本文の規定による許可又は法第14条の5第1項の規定による確認（以下「許可等」という。）を受けている場合は当該許可書又は確認書の写し
- (2) 利用しようとする温泉について、申請者が許可等を受けていない場合は次に掲げる書類
 - ア 温泉の利用に係る承諾書又は契約書の写し
 - イ 温泉を供給する者の許可等に係る許可書又は確認書の写し。ただし、法第15条第1項の規定による許可を受けた温泉スタンド等の所有者から供給される温泉を利用する場合にあっては、当該許可書の写し。
- (3) 温泉分析書の写し
- (4) 温泉を利用する施設の付近見取図及び配置図
- (5) 温泉を利用する施設の平面図（浴室及び浴槽等の位置を明記したものであること。）
- (6) 温泉を給水するための配管の位置を示す図面
- (7) 温泉を利用する浴槽の平面図及び断面図（浴槽内の容積の算定のための寸法を明記したものであること。）
- (8) 商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）

- (9) 総硫黄が「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（平成18年3月1日環境省告示第59号）」に定める数値以上含有する温泉を利用する場合は、同基準で定められた構造等であることを示す図面等
- (10) その他市長が必要と認める書類

（合併又は分割の承認の申請）

第3条 省令第8条第1項に規定する承認の申請書は、第2号様式とする。

（相続の承認の申請）

第4条 省令第9条第1項に規定する承認の申請書は、第3号様式とする。

（温泉成分等の掲示の届出）

第5条 省令第11条に規定する届出書は、第4号様式とする。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 温泉分析書の写し
- (2) 掲示の内容を表す書類
- (3) 掲示の場所を示す温泉を利用する施設の平面図

（温泉の利用の変更の届出）

第6条 法第15条第1項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を変更したときは、第5号様式により届出を行うものとする。

(1) 住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 温泉利用施設の名称

(3) 温泉利用施設の構造設備

2 前項の届出は、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 前項第1号の場合については、変更の事実を証する書類

(2) 前項第3号の場合については、変更した部分を明らかにした図面

(3) その他市長が必要と認める書類

(温泉の利用の廃止の届出)

第7条 法第15条第1項の規定による許可を受けた者が温泉の利用を廃止したときは、第6号様式により届出を行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生担当部長が定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。